

恵庭市余裕期間制度工事（余裕ある工期設定方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、恵庭市及び公営企業（以下「発注者」という。）が発注する建設工事について、通常設定される工期を延長することにより、現場作業の集中を緩和調整する等、計画的な工事施行に資するため、余裕ある工期を設定する工事（以下「余裕ある工期設定方式工事」という。）実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通常工期 通常の積算により算出した工期（工事日数）をいう。
- (2) 契約工期 通常工期にかかわらず、これを延長した工期をいう。

（対象工事）

第3条 余裕ある工期設定方式工事の対象となる工事は、入札に付する建設工事のうち、次の各号に掲げる事項及びその他の事情を総合的に判断し、余裕ある工期設定方式工事によることが最も適当であると工事入札指名選考委員会（恵庭市競争入札参加資格者指名選考委員会規程（平成7年訓令第4号）第4条第1項第1号に規定する工事入札指名選考委員会をいう。）が指定したものとする。

- (1) 余裕ある工期を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 地理的条件、気象条件等の施工条件から、当該工事を受注する者（以下「受注者」という。）の計画的な工事施行が容易と認められる工事であること。

（契約工期の設定等）

第4条 発注者は、前条の規定により選定した余裕ある工期設定工事について、通常工期を算出し、その10割増以内で契約工期を設定することができる。

- 2 発注者は、余裕ある工期設定工事であることが十分理解されるよう必要事項を入札公告、特記仕様書等に明示しなければならない。
- 3 年度内に工事完成検査が終了できるよう契約工期を設定すること。但し、繰越手続等が完了済みの場合は当該期間内とする。

（工事費の積算）

第5条 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた工期に係る積算上の割増は、行わないものとする。

(経費の負担)

第6条 余裕ある工期の設定により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。